

工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和7年2月

阿久根市

目次

1 本ガイドライン策定の背景	P1
(1) 策定の背景	
(2) 策定の目的	
2 設計変更が不可能なケース	P2
3 設計変更が可能なケース	P3
(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き (契約書18条1-2)	
(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き (契約書18条1-3)	
(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場 が一致しない場合の手続き (契約書18条1-4)	
(4) 発注者が変更を必要と認める場合の手続き (契約書19条)	
(5) 工事中止の場合の手続き (契約書20条)	
(6) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	
4 設計変更手続きフロー	P9
5 工期・請負代金額の変更	P11
(1) 概算金額明示の考え方	
6 関連事項	P13
(1) 指定・任意の正しい運用	
(2) 入札・契約時の設計図書等の疑義の解決	
7 用語の定義	P15

1 策定の背景

(1) 策定の背景

土木工事は、

- 多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から設計図書に示された施工条件が実際とは一致しない場合がある。
- 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- 設計図書に誤謬、脱漏、不明確な表示の場合がある。



以上のような背景があるため、設計変更の手続きを明確にし、円滑な請負契約を執行する必要がある。

(2) 策定の目的

- 契約関係の適正化、責任の所在の明確化
- 設計図書の変更手続きの円滑化
- 契約関係の適正化により、必要とする工事目的物の品質の確保

2 設計変更が不可能なケース

◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

(尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない。)

- ☛設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合
- ☛発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- ☛「承諾」で施工した場合
- ☛工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-1-13～1-1-1-15）
- ☛正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合
- ☛当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合
- ☛任意仮設において、施工方法の変更の場合（ただし、現地条件に齟齬がある場合は除く）

3 設計変更が可能なケース

- ◆ 下記のような場合においては設計変更が可能である。
 - ☛ 仮設（任意仮設を含む。）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合（ただし、所定の手続きが必要。）
 - ☛ 当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手出来ない場合
 - ☛ 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
 - ☛ 請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。

ただし、設計変更・変更指示にあたっては、下記事項に留意する。

- ☛ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- ☛ 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にする。
（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）
- ☛ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(契約書第18条第1項の第2号)

【例】

- ・条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- ・条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ・条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約書第18条第1項の第3号)

- ・土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- ・水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- ・使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない場合。

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(契約書第18条第1項の第4号)

【例】

- ・ 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- ・ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ・ 設計図書に明示された交通整理員の人数等が規制図と一致しない場合
- ・ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

(4) 発注者が変更を必要と認める場合の手続き

(契約書第19条)

【例】

- ・ 地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間を変更する
- ・ 同時に施工する必要がある工種が判明しその工種を追加する。
- ・ 警察・河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署との協議により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- ・ 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。
- ・ 使用材料を変更する。
- ・ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- ・ 隣接工事との調整で、交通整理員の人数を変更する。

(5) 工事中止の場合の手続き

(契約書第20条)

【例】

- ・ 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに乙の責によらず施工できない場合
- ・ 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ・ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ・ 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- ・ 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- ・ 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合
- ・ 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延および埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合
- ・ 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
- ・ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合

(6) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等に記載されている範囲を超える行為。

「設計の照査の範囲を超える作業」として想定される具体例を以下に示す。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。
又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。

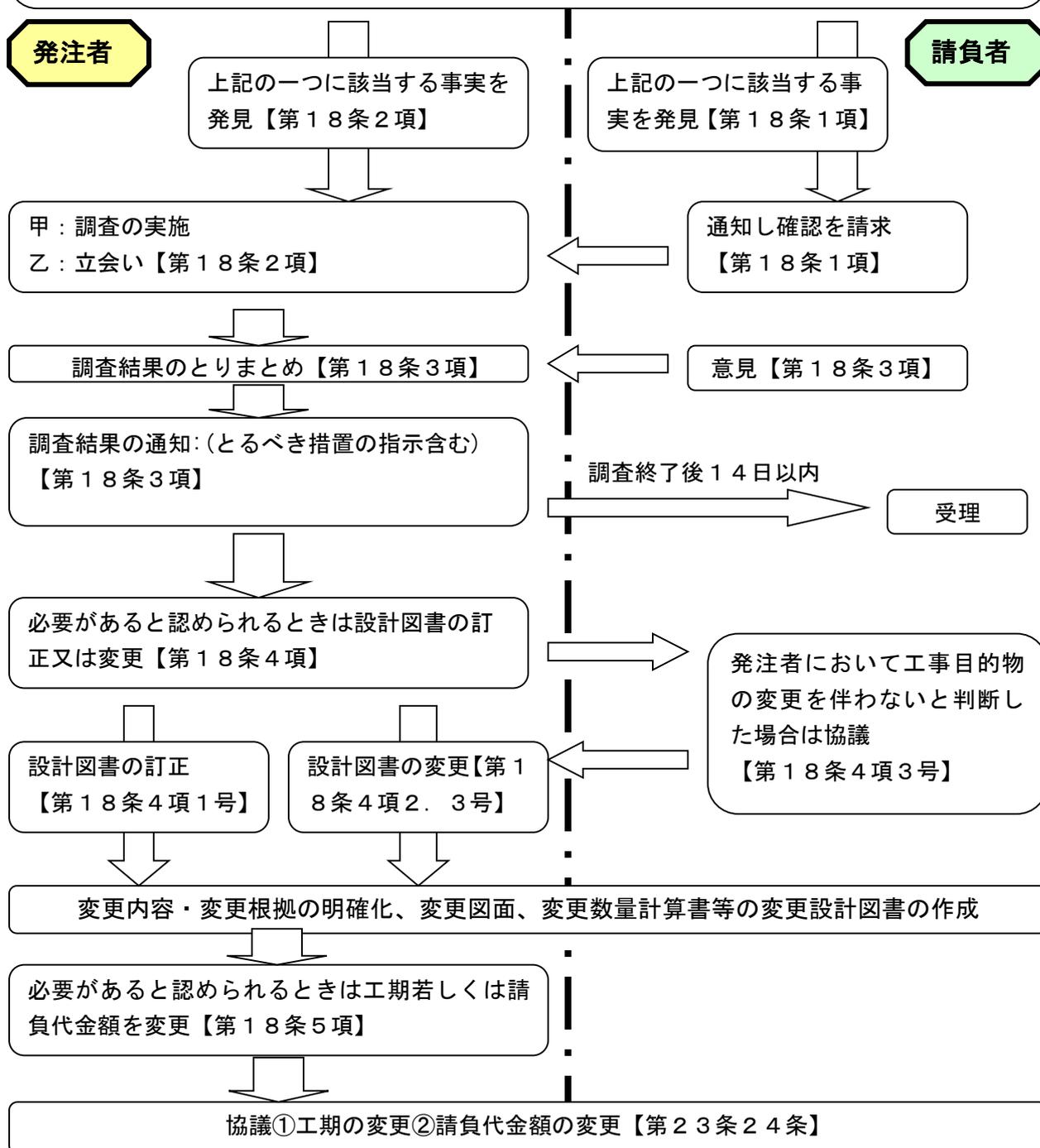
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- ⑬ 舗装修繕工事の縦横断設計。（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書「10-14-4-3路面切削工」「10-14-4-5切削オーバーレイ工」「10-14-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。）

（注） なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負者の費用負担によるものとする。（共通仕様書1-1-1-19, 1-1-1-20）

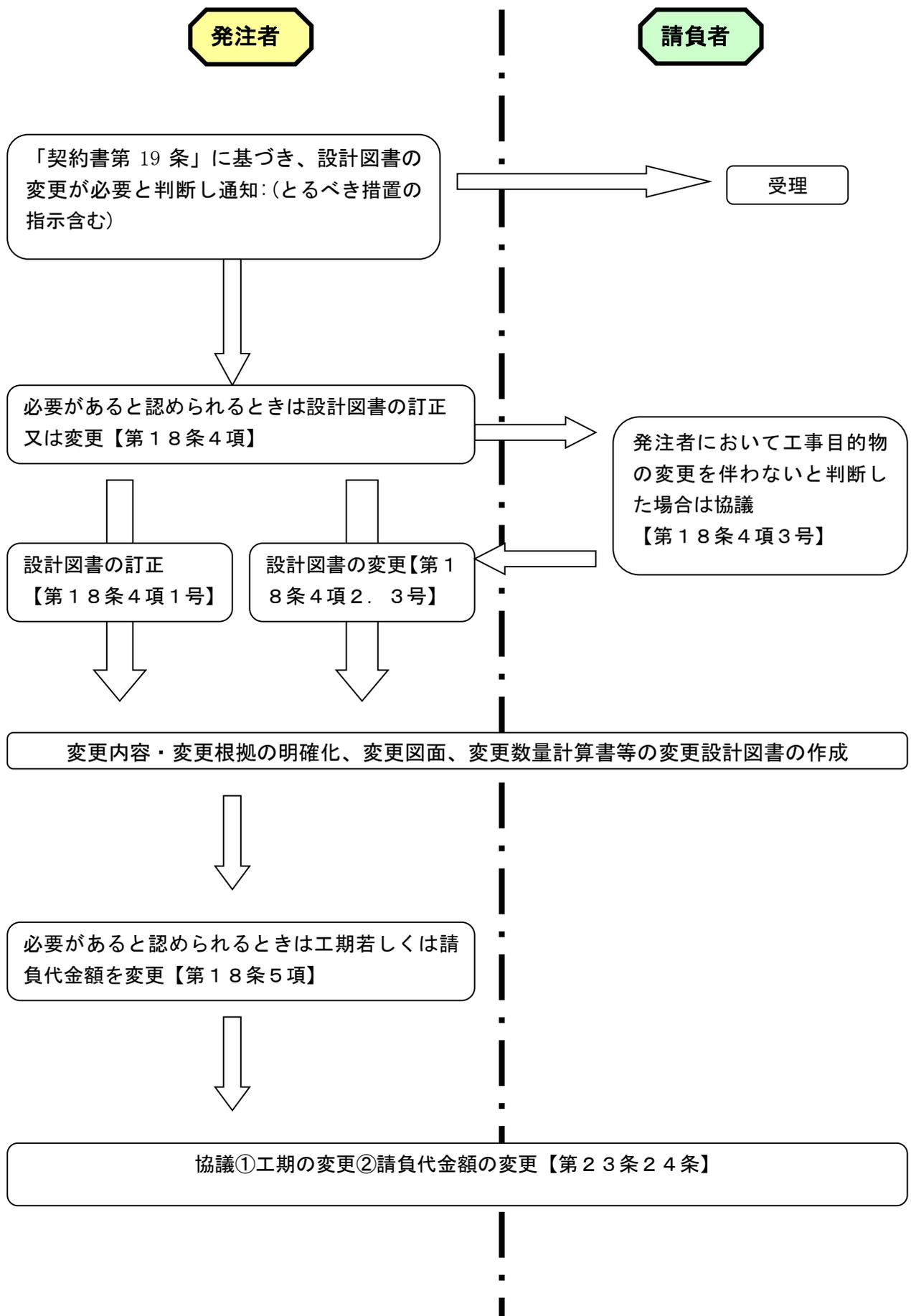
4 設計変更手続きフロー

(1) 請負契約書第18条（条件変更等）関連

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
- ② 設計図書に誤謬、脱漏があること
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと



(2) 請負契約書第19条（設計図書の変更）関連



5 工期・請負代金額の変更

(1) 概算金額明示の考え方

- ① 変更指示書通知後、受注者より工事打合せ簿に工事費内訳書を添付の上、見積額の提出があった場合、発注者は概算金額を工事打合せ簿で提示する。
- ② 発注者が提示する概算金額は、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料及び受注者からの見積書（妥当性を確認したもの）などを参考に記載することも可とする。
- ③ 記載した概算金額の出典や算出条件等についても明示する。
- ④ 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
- ⑤ 緊急的に行う場合または何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、後日通知することができる。

【工事打合簿記載例】

(別紙1)

工 事 打 合 簿

発 議 者	<input type="radio"/> 発注者 <input checked="" type="radio"/> 請負者	発 議 年 月 日	平成 2 7 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日
発 議 事 項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工 事 名	○○工事 (○○工区)	請 負 者 名	○○建設(株)
(内 容) 【例】 平成 2 7 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日付け変更指示書 (第○号) による概算変更請負金額は下記のとおり、見積となります。 1 概算変更請負金額 約△△百万円 (約△△十万円増 (減) 額の見込み) 2 概算変更請負金額の工事費内訳書, 算出条件は別添のとおり。 発注者による概算変更請負金額の通知をお願いします。			
添付図	葉, その他添付図書	受領書1式	
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 変更契約の対象となるので, 別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> 緊急を要するものであるため, 工事打合簿により指示します。 併せて, 変更契約の対象となるので, 別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> その他 () <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 概算変更請負金額 ○○○, ○○○千円 (参考値であり, 契約変更額を拘束するものではない。) </div> 監督職員 ○○ ○○ 平成 2 7 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日	
	請負者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 () <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> () </div> 現場代理人 ○○ ○○ 平成 年 月 日	

	係 長	総 括 監 督 員	監 督 員
	印又は サイン	印又は サイン	印又は サイン

現 場 主 任 代 理 人 技 術 者	
印又は サイン	印又は サイン

6 関連事項

(1) 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ☛任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任で行う。
- ☛任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ☛ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

任意については、請負者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、請負者に委ねられている。（変更の対象としない）

発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について請負者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

(2) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- ・ 契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながることになる。(請負者等への指導)

【入札前】

- ・ 入札参加者は、閲覧図書を熟覧のうえ、入札しなければならない。

この場合において閲覧図書について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

【契約後】

- ・ 請負者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、請負者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。

(共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等)

7 用語の定義

- ・ 設計変更（「公共工事契約の実務」昭和44年官房長回答）
請負契約書第18条、第19条、第20条の規定に基づき図面又は仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。
- ・ 契約変更（共通仕様書1-1-1-14・工事の設計変更マニュアル）
入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が変更した設計図書（変更設計書）により、契約の内容を変更すること。
- ・ 契約図書（共通仕様書1-1-1-2）
契約書及び設計図書をいう。
- ・ 設計図書（共通仕様書1-1-1-2）
特記仕様書、図面、共通仕様書、質問回答書をいう。
- ・ 仕様書（共通仕様書1-1-1-2）
各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書の総称。
- ・ 共通仕様書（共通仕様書1-1-1-2）
各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうちあらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したもの。
- ・ 特記仕様書（共通仕様書1-1-1-2）
共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書。
- ・ 質問回答書（共通仕様書1-1-1-2）
入札参加者からの質問に対して発注者が回答する書面。
- ・ 指示（共通仕様書1-1-1-2）
契約図書の定めに基づき、監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。
- ・ 承諾（共通仕様書1-1-1-2）
契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または請負者が書面により同意すること。
- ・ 協議（共通仕様書1-1-1-2）
書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ること。

- ・ 提出（共通仕様書1-1-1-2）
監督職員が請負者に対し、または請負者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと。
- ・ 通知（共通仕様書1-1-1-2）
監督職員が請負者に対し、または請負者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせること。
- ・ 書面（共通仕様書1-1-1-2）
手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印をしたもの。
- ・ 確認（共通仕様書1-1-1-2）
契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料によりその内容について契約図書との適合を確かめること。
- ・ 監督職員（共通仕様書1-1-1-2）
総括監督員、監督員の総称